# 船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令第二号の漁船の範囲を定める省令 （令和二年国土交通省令第九十五号）

#### 第一条

この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

###### 一

沖合底びき網漁業

###### 二

以西底びき網漁業

###### 三

遠洋底びき網漁業

###### 四

大中型まき網漁業

###### 五

大型捕鯨業

###### 六

小型捕鯨業

###### 七

母船式捕鯨業

###### 八

遠洋かつお・まぐろ漁業

###### 九

近海かつお・まぐろ漁業

###### 十

中型さけ・ます流し網漁業

###### 十一

北太平洋さんま漁業

###### 十二

日本海べにずわいがに漁業

###### 十三

いか釣り漁業

###### 十四

小型機船底びき網漁業

###### 十五

中型まき網漁業

###### 十六

小型さけ・ます流し網漁業

###### 十七

その他の漁業

##### ２

前項の規定の適用については、ベーリング海、オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海、南シナ海、タイ湾及び東インド諸島諸海の海域は、太平洋の海域に含まれるものとする。

#### 第二条

船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令第二号の国土交通省令で定める漁船は、次に掲げるものとする。

###### 一

総トン数十トン以上二十トン未満の漁船であって、専ら次に掲げる漁業に従事するもの（総トン数二十トン以上の漁船の附属漁船を除く。）のうち、専ら別表の海域において営む漁業に従事するもの

###### 二

総トン数十トン以上二十トン未満の漁船であって、専らその他の漁業に従事するもののうち、海岸から五海里以遠の海域（別表の海域を除く。）において営む漁業に従事する期間が年間三十日未満であると地方運輸局長（運輸監理部長を含む。第四号において同じ。）が認定したもの

###### 三

総トン数十トン未満の漁船であって、専らその他の漁業に従事するもの

###### 四

総トン数十トン未満の漁船であって、専ら次に掲げる漁業に従事するもの（総トン数十トン以上の漁船（総トン数十トン以上二十トン未満の漁船であって、専ら中型まき網漁業に従事するもののうち、専ら別表の海域において営む漁業に従事するものを除く。）の附属漁船を除く。）のうち、専ら別表の海域において営む漁業に従事するもの及び海岸から五海里以遠の海域（別表の海域を除く。）において営む漁業に従事する期間が年間三十日未満であると地方運輸局長が認定したもの

# 附　則

この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

##### ２

この省令の施行の際現に漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和二年政令第二百十七号）による改正前の船員法第一条第二項第三号の漁船の範囲を定める政令第二号イ又はロの規定による認定を受けている漁船は、第二条第二号又は第四号の規定による認定を受けたものとみなす。